

金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する 合意された手続業務について

平成20年10月31日

改正 平成23年3月15日

最終改正 平成26年4月15日

日本公認会計士協会

はじめに

1. 日本証券業協会に加盟する第一種金融商品取引業者（以下「証券会社」という。）における顧客資産の分別保管に関する定期的な外部チェックについては、平成13年11月21日の日本証券業協会の理事会決議「会員における分別保管の適正な実施の確保のための措置について」（当該決議は、その後「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」（以下「自主規制規則」という。）に改正された。）により導入され、日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）では、これに応えるため、日本証券業協会等関係者と協議を行い、平成14年11月6日に業種別監査委員会報告第28号「証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）」を公表した。

その後、平成18年6月14日に公布された金融商品取引法（以下「法」という。）において、金融商品取引業者は、法第43条の2第3項の規定により、同条第1項及び第2項に規定される分別管理の状況について、定期的に公認会計士又は監査法人（以下「監査法人等」という。）の監査を受けることが法令上義務付けられた。

当協会としては、法第43条の2第3項に規定する「監査」をその趣旨・目的に最も適うものとして「顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務」（以下「分別管理の法令遵守に関する検証業務」という。）とする整理を行ったが、現行の保証業務に関する考え方からすれば保証業務の枠外と位置付けられる「顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務」（以下「合意された手続業務」という。）も日本証券業協会の自主規制規則（金融商品取引業等に関する内閣府令第142条第1項の規定に基づき金融庁長官の指定するものに限る。以下同じ。）により引き続き実施される場合も想定される。

かかる状況を考慮し、当該業務については、会員の実務の参考に資するため、本研究報告を公表することとした。

なお、「合意された手続業務」については、上述のとおり現行の保証業務の考え方からすれば保証業務の枠外と整理されることや加えて当協会としては、証券会社の顧客や投資者の保護の観点から金融商品取引法第43条の2第3項に規定する「監査」の趣旨・目的に最も適うものは「分別管理の法令遵守に関する検証業務」と整理したことを踏まえて、「合意された手続業務」を今後も継続して実施していくことの適否等について、日本証券業協会等関係者と協議していくことが適切であると考えられる。

合意された手続業務

合意された手続業務の意義

2. 合意された手続業務とは、委託者、利用者及び受託者（監査法人等）の当事者間で合意した範囲において、当事者間で合意された手続を実施することにより、その結果を報告する業務をいう。なお、本研究報告における顧客資産の分別管理に関する業務においては、利用者は、証券会社及び日本証券業協会である。

合意された手続業務の目的

3. 合意された手続業務の目的は、分別管理の内部統制の有効性及び分別管理の法令遵守について、又は、そのいずれかについて、監査法人等が、証券会社、日本証券業協会及び監査法人等の三者間で合意された手続に基づいて、発見事項を報告することである。すなわち、合意された手続業務は、検証業務の場合とは異なり、監査法人等が結論を報告し、保証を付与するものではないため、対象となる分別管理の内部統制の有効性の評価又は分別管理の法令遵守の評価について、実施した手続の結果を報告するものである。

合意された手続業務の報告書の利用制限

4. 合意された手続業務の報告書は、証券会社及び日本証券業協会のみが利用することを目的として作成されるものであり、監査法人等はそれ以外の第三者に対して当該報告書を提出してはならない。また、証券会社及び日本証券業協会に対しても第三者に提出することを許可してはならない。このような、合意された手続業務の報告書の利用制限については、合意された手続業務の契約書及び報告書に明確に記載しなければならない。監査法人等は、証券会社に対して合意された手続業務の結果について、証券会社、日本証券業協会及び監査法人等の三者が合意した範囲の責任を負うに過ぎない。

合意された手続業務に関する責任

5. 分別管理の内部統制の整備・運用及び分別管理の法令遵守に関する責任は、証券会社の経営者にある。監査法人等の責任は、本研究報告に準拠して手続を実施し、その結果を報告することであり、合意された手続が十分かどうかの責任は証券会社及び日本証券業協会にある。監査法人等は、合意された手続業務を実施した結果についてのみ責任を負う。したがって、監査法人等は、手続を誤って適用した結果、不適切な報告が行われることに関して責任を負い、また、合意された手続を実施した結果、発見されるべき事項が発見されない又は発見事項が、適切に報告されないことに関して責任を負う。

証券会社及び日本証券業協会の責任

6. 証券会社及び日本証券業協会は、合意された手続業務を実施することの必要性を最も理解しているために、合意された手続の十分性（性格、時期及び範囲）について、責任を有する。証券会社及び日本証券業協会は、合意された手続が、その目的に対して適切でない、又は、十分でないことに関して責任を有する。また、これらの利用者は、監査法人等が適切に報告した発見事項を誤解したり、合意された手続業務の報告書を不正に利用することに関して責任を有する。

合意された手続業務の基準

7. 本研究報告のほかに、監査法人等が合意された手続業務を実施する場合の一般的な留意事項等については、監査・保証実務委員会研究報告第20号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」が参考となる。

合意された手続業務の受託の前提

8. 分別管理に関する合意された手続業務について、監査法人等は以下の条件が満たされない場合には、受託してはならない。

- 証券会社の経営者が分別管理の内部統制の有効性及び分別管理の法令遵守について責任を認識し、評価していること、また、これらに関する文書・資料が適切に整備・保存されていること。
- 証券会社、日本証券業協会及び監査法人等が、実施する手続業務に合意すること。
- 証券会社及び日本証券業協会は、合意された手続の十分性について、責任を有することを認識していること。
- 合意された手続業務の報告書の利用を制限すること。

また、分別管理に関する合意された手続業務において、監査法人等は、あらかじめ定めた手続以外の手続を、実施する必要はない。合意された手続を行うに当たって、監査法人等は、以下の法令等を事前に理解することが必要である。

- 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- 金融商品取引法施行令第16条の15
- 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- 平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

なお、証券会社が分別管理の法令を解釈する際の指針としては、日本証券業協会の「顧客資産の分別管理Q & A」が参考となる。

合意された手続業務の契約

9. 分別管理に関する合意された手続業務を受託する場合には、監査法人等は第8項で示した業務受託の前提条件が満たされていることを示す条項を含めた契約書を、証券会社及び日本証券業協会と締結すべきであることに留意する。また、弁護士等の専門家を利用する必要がある場合には、その旨を契約書に記載する必要がある。

10. 監査法人等は、合意された手続業務の範囲及び実施する手続について、利用者（証券会社及び日本証券業協会）と十分に協議し、事後に認識相違が生じないように合意された事項を契約書で明確にしなければならない。契約書には、下記の事項を記載する。

- 委託者・利用者（証券会社）名、利用者（日本証券業協会）名及び受託者（監査法人等）名
- 業務の性格
- 業務の対象範囲（対象業務の基準日の特定を含む。）
- 実施する手続について契約当事者が合意する旨
- 委託者の責任
- 関与する監査法人等の責任

- 適用される規準（内部統制を対象とする場合には分別管理に関する内部統制のフレームワークの特定、法令遵守を対象とする場合には関連する法令）
- 合意された手続業務の規定（本研究報告が該当する。）
- 結論を報告しない旨
- 合意された手続業務の報告書の利用者の限定
- 監査法人等への協力事項
- 外部の専門家の利用（必要がある場合）
- 重要性の基準（必要がある場合）

合意された手続

11. 監査法人等は、利用者（証券会社及び日本証券業協会）と実施する手続を合意しなければならない。また、利用者は、合意された手続の十分性について責任を有する。監査法人等は、証券会社及び日本証券業協会が合意しない手続又は証券会社及び日本証券業協会が合意された手続の十分性について責任を有しない手続について、報告を行うべきでない。

手続を合意する場合の参考として、日本証券業協会が、平成23年2月9日に「顧客資産の分別管理のチェック項目、チェックポイント」を同会の会員宛てに通知している。

12. 監査法人等と利用者により合意された手続は、利用者の判断により、制限的なものにも幅広いものにもなる。実施する手続は、合意された手続業務を実施する過程で変更される場合がある。その際は利用者及び監査法人等が、その変更について合意し、変更の都度、文書を取り交わす必要がある。合意すべき事項には、合意された手続業務の性格、対象業務の基準日及び業務の対象範囲が含まれる。合意された手続業務の報告書には実施した手続及びその発見事項を全て記載しなければならない。

13. 監査法人等は、実施される手続が主観的であり、したがって、その解釈を誤る可能性が大きい場合には、その手続に合意すべきではない。手続を記述する際に、用語の意味が明確ではない場合（例えば、一般的なレビュー、制限的なレビュー、チェック又はテスト）合意された手続の中で定義されている場合を除いて、これらの用語を用いるべきではない。監査法人等は、発見事項を報告するに当たっては、入手した証拠の範囲で報告を行わなければならない。しかしながら、追加の証拠を得るために、合意された手続の範囲外の追加の手続を実施する必要はない。

専門家等の利用

14. 弁護士、情報処理技術者等他の専門家を利用する場合は、監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」が参考になる。

15. 監査法人等及び利用者は、合意された手続業務において、専門家の業務を利用する場合には、このことについて合意しなければならない。専門家の業務を利用することが合意された場合には、合意された手続業務の契約書に、外部の専門家の利用について記載する。また、合意された手続業務の報告書に、他の専門家を利用した旨及びその内容に

ついて記載する。

16. 合意された手続業務においては、監査法人等が、発見事項を記述するためだけの目的で専門家の報告書を単に読むことや、専門家の行った業務の全部又は一部について責任を負うことに合意することは妥当でない。

内部監査人等の利用

17. 合意された手続業務の報告書に記載される合意された手続は、第14項から第16項までに述べた専門家を利用する場合を除き、監査法人等によって全て実施されるべきである。

発見事項の記載

18. 発見事項は、全て記載しなければならない。発見事項の記載に当たっては、実施した手続との関連が明確となるようにしなければならない。また、合意された手続業務の報告書の利用者に誤解の生じないよう、曖昧な表現をとってはならない。合意された手続業務において、監査法人等は、結論を報告することはできない。例えば、合意された手続業務の報告書に「対象事項が、適用される規準に準拠していないと信じさせる事項は、認められなかった。」といった消極的な保証形式の記載もすべきではない。

19. 合意された手続の適用の結果の発見事項として、適切な記述及び不適切な記述の例は、以下のとおりである。

合意された手続	発見事項の適切な記述	発見事項の不適切な記述
顧客への預かり資産等の確認書のサンプル(合意された)の発送記録の発送日を見る。発送日付が平成×年×月×日後のものがないかを確認する。	確認書のサンプル(合意された)の発送記録に示された発送日が、平成×年×月×日後のものはなかった。	この手続の適用により、我々の注意を引いたものはなかった。
平成×年×月×日現在の有価証券分別管理状況表に記載されている保護預り有価証券のうち、証券保管振替機構保管と記載されている株券の株式数合計と、会社が入手した証券保管振替機構発行の平成×年×月×日現在の残高証明書に記載されている顧客口座の株券の株式数合計とを突合する。	突合の結果、以下の差異を発見した。 保護預り有価証券のうち証券保管振替機構保管の株式の株式数合計： 有価証券分別保管状況 表上の数値 ×××株 証券保管振替機構の残高 証明書上の数値 ×××株 差異 ×××株	突合結果、両数値には重要な差異はない。
上記の手続で判明した差異の明細表を入手する。その明細表の合計を上記差異と比較する。差異明細表上の差異につき、差異理由が記載され	差異明細表の差異合計と上記の差異を比較したところ、一致していた。 証券管理部証券保管課作成の差異	この手続の結果、調整は適切に行われたようである。

<p>ていることを確かめる。</p>	<p>調整表の第1コラムに、差異明細表の全ての差異が記載されていた。この調整表の第4に示されていた差異を除き、差異の説明が第3コラムに記載されていた。</p>	
--------------------	---	--

重要性の基準

20. 合意された手続業務を実施する上で、証券会社及び日本証券業協会と協議し重要性の基準を設けることができる。重要性の基準の適用に当たって疑義が生じた場合は、適宜、利用者と協議し、事後的に認識の相違が生じないように努めなければならない。例えば、サンプル・テストを実施する場合、選別基準、選別件数、選別方法等についても契約書上合意しておくことが必要であるが、業務遂行の過程でそれらを変更するのが適当である場合は、その理由を利用者に説明の上、了解を得る必要がある。変更の都度、文書を取り交わさなければならない。合意された手続業務の報告書には最終的に合意された内容を記載しなければならない。

説明文言

21. 監査法人等は、発見事項の記載に際し、以下のような事項について必要に応じて説明文言を併せて記載すべきである。

- 合意された手続の適用において採用した基礎資料、仮定又は解釈(その源泉を含む。)の開示
- 手続が適用された記録、統制項目又はデータの状況の記述
- 監査法人等が合意された手続業務の報告書を更新する責任を有しないことの説明
- サンプリング・リスクの説明

合意された手続の範囲外の手続により認められた事項

22. 監査法人等は、合意された手続の範囲外の追加の手続を実施する必要はない。しかしながら、合意された手続の適用に関連して合意された手続業務の報告書に記述される発見事項と、重要な点において矛盾する事項を他の方法により発見した場合には、監査法人等は、当該報告書にこの事項を併せて記載すべきである。この場合、監査法人等はその結果について責任を有する。

合意された手続業務の報告書

23. 合意された手続業務の終了後、合意に基づき、監査法人等は利用者に対して書面によって報告を行わなければならない。なお、合意された手続業務の報告書では、当該業務が自主規制規則によるものであることを明らかにする必要がある(付録1参照)。

合意された手続業務の報告書には、少なくとも以下の事項を記載する。

- 表題
- 報告書の日付
- 宛先

- 監査法人等の事務所名並びに業務責任者の肩書（監査法人ではない場合は記載を要しない）及び資格並びに氏名
- 業務の目的と対象の特定（対象業務の基準日の特定を含む。）
- 利用者の特定
- 実施した手続が合意された手続業務の報告書の利用者と実施した監査法人等との間で合意したものである旨
- 本研究報告に準拠して合意された手続を実施した旨
- 実施した手続とそれらに関連する発見事項（通常は、手続との関連が明確になるように、添付資料として取りまとめる。）
- 利用者と監査法人等が合意した業務遂行上使用した重要性の基準（使用した場合）
- 実施した業務は検証業務とは異なり、結論を報告するものではない旨及び追加の手続を実施した場合には、報告すべき他の事項を知るところとなったかもしれない旨
- 合意された手続業務の報告書の利用者の限定と引用禁止
- 監査法人等が必要と考えた説明文言（サンプリング・リスク、手続範囲の制限等）
- 他の専門家を利用した旨及びその内容（該当する場合）
- 監査法人等（及び他の専門家）の利害関係の有無
- 合意された手続業務の報告書の添付資料

対象事項

実施した手続の内容

発見事項

なお、合意された手続業務の報告書の文例及びその添付資料については、付録 1 に記載している。

合意された手続業務の報告書の日付

24. 合意された手続業務の報告書の日付は、合意された手続業務の報告書に記載された全ての手続の実施完了日とする。

検証業務から合意された手続業務への変更

25. 監査法人等は、検証業務を実施している過程で、その業務が完了する前に、それを合意された手続業務へ変更するように依頼される場合がある。これは、状況の変化に伴い利用者の要求が変わったこと、当初の検証業務の性格等について誤解が生じていたこと又は検証業務の実施に関する制限が生じたこと等により生じる。

26. 監査法人等は、検証業務から合意された手続業務に変更することに合意する前に、以下のことを考慮する必要がある。

- 検証業務の一環として実施された一定の手続を、合意された手続に含めることは妥当ではない可能性
- この変更要求の理由、特に、当初の検証業務での手続の範囲への制限の可能性又は報告すべき事項
- 検証業務を完了させるのに必要な追加の手続

27. 全ての状況において、当初の検証業務手続が実質的に完了している場合には、監査法人等は業務の変更を受け入れることが妥当であるか慎重に検討すべきである。

28. 監査法人等が、職業専門家としての判断に基づいて、業務を変更することに合理的な理由があるとして、合意された手続業務の基準に準拠する場合は、合意された手続業務の報告書を発行する。当該報告書では、当初の検証業務又は業務の変更を生じさせた実施の制限を参照すべきではない。

経営者確認書の入手

29. 監査法人等は、合意された手続の実施に当たり、経営者確認書を入手する必要がある。経営者確認書入手の目的や確認事項等は、監査基準委員会報告書580「経営者確認書」(以下「監査基準委員会報告書580」という。)に記載されているものと基本的には同じである。

経営者確認書には、少なくとも以下の項目を記載する必要があるが、必要に応じて上記監査基準委員会報告書580を参考に適宜確認事項を追加する。

- 経営者は、分別管理の法令を遵守する責任を有している旨
- 分別管理の法令遵守のために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にある旨
- 経営者が内部統制の有効性を評価した基準(該当する場合)
- 経営者が分別管理の法令の遵守を確認するために一定の手続を実施した旨
- 経営者は、合意された手続業務の実施に必要な全ての資料を監査法人等に提出した旨
- 分別管理の法令遵守に影響を与える可能性のある内部統制上の重要な欠陥等、法令非遵守、不正又はそれらの疑いのある事項、未修正の誤謬は、監査法人等に対して全て報告した旨
- 分別管理の法令遵守又は内部統制に重要な影響を及ぼす事象が、経営者確認書時点までに新たに生じているか否か(生じている場合には、その旨及び内容)
- 経営者の意思や判断に依存している重要な事項
- 行政官庁からの通告・指導等で分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事項
- その他、監査法人等が必要と認めて確認を求めた事項

なお、経営者確認書の日付は、合意された手続業務の報告書の日付より後ではなく、できる限り近い日としなければならない。

要請した事項の確認が得られない場合

30. 監査法人等が当該合意された手続業務を実施するに当たり必要と認めて経営者確認書に記載を求めた事項の全部又は一部について、経営者から確認を得られない場合には、合意された手続業務範囲の制限として取り扱い、監査法人等は、以下のような対応を検討する必要がある。

- 合意された手続業務の報告書に経営者が確認を拒否した事実を記載する。
- 合意された手続業務の契約を解除する。

分別管理に関する合意された手続業務の報告書

平成×年×月×日

株式会社
取締役会御中

監 査 法 人
代表社員 公認会計士 印
社 員 公認会計士 印

当監査法人（注）は、会社の平成×年×月×日現在における顧客資産の分別管理について金融庁告示第93号(平成19年9月28日)第1条に基づく日本証券業協会「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」第2条の規定に従って、顧客資産の分別管理の状況に係る分別管理監査（合意された手続）を行うため、貴社及び日本証券業協会が金融商品取引業における顧客資産の分別管理の法令遵守及び同法令遵守についての内部統制の有効性についての評価の補助に当たり、貴社及び日本証券業協会とあらかじめ合意し、本報告書の添付資料に列挙した手続を実施した。会社の経営者は、金融商品取引業における顧客資産の分別管理の法令遵守及び同法令遵守についての内部統制の有効性についての責任を有する。

当監査法人（注）は、日本公認会計士協会により規定された業種別委員会研究報告第7号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について」に準拠して当該手続を実施した。これらの手続の十分性についての責任は、貴社及び日本証券業協会にある。したがって、当監査法人（注）は、この報告書が求められた目的又は他の目的における、本報告書の添付資料に記述した手続の十分性に関する表明を行うものではない。

当監査法人（注）が実施した手続の内容及び発見事項は、本報告書の添付資料に記載のとおりである。

当監査法人（注）は、貴社における顧客資産の分別管理の法令遵守及び同法令遵守についての内部統制の有効性に関する結論を報告することを目的とする検証業務について契約を締結していない。したがって、当監査法人（注）はそのような結論の報告を行わない。追加の手続を実施した場合には、貴社及び日本証券業協会に報告すべき他の事項が当監査法人（注）により発見されたかもしれない。

貴社と当監査法人又は代表社員及び社員（注）との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

なお、本報告書は、貴社と日本証券業協会のみが利用することを目的として作成されている。したがって、本報告書をこれらの者以外に提示したり内容の全部又は一部の引用を行ってはならない。

以 上

(注) 合意された手続の「監査法人等」が監査法人でない場合には、「私たち」とする。
また、「当監査法人又は代表社員及び社員」は、「私たち」とする。

(合意された手続業務の報告書の添付資料)

1. 顧客有価証券

	実施する手続	手続結果及び発見事項
	平成×年×月×日現在の有価証券分別管理状況表に記載されている保護預り有価証券のうち、証券保管振替機構保管と記載されている株券の株式数合計と、会社が入手した証券保管振替機構発行の平成×年×月×日現在の残高証明書に記載されている顧客口座の株券の株式数合計とを突合する。	突合の結果、以下の差異を発見した。 保護預り有価証券のうち証券保管振替機構保管の株式の株式数合計： 有価証券分別管理状況表上の数値 ×××株 証券保管振替機構の 残高証明書上の数値 ×××株 差異 ×××株
	上記の手続で判明した差異の明細表を入手する。その明細表の合計を上記差異と比較する。差異明細表上の差異につき、差異理由が記載されていることを確かめる。	差異明細表の差異合計と上記の差異を比較したところ、一致していた。 証券管理部証券保管課の作成の差異調整表の第1コラムに、差異明細表の全ての差異が記載されていた。この調整表の第4に示されていた差異を除き、差異の説明がコラム3に記載されていた。
	平成×年×月×日現在の有価証券分別管理状況表に記載されている保護預り有価証券のうち、証券保管振替機構保管と記載されている株券及び転換社債について、受渡しシステムからの出力書類「保護預り有価証券 証券保管振替機構残高明細」を入手する。この明細の株式欄の合計株式数及び転換社債欄の合計額面金額と、有価証券分別管理状況表に証券保管振替機構保管と記載されている保護預り株券の合計株式数及び転換社債の合計額面金額とを突合する。	この突合の結果、株式については、差異が発見されなかった。転換社債については、以下の差異が発見された。 転換社債： 保護預り有価証券 証券保管振替機構残高明細 - ×××××円 分別管理状況表 - ×××××円 差異 - ×××××円
	自社保管の顧客有価証券につき、保管施設ごとの現物実査の頻度を記載した社内規程を入手し、社内規程上の現物実査の頻度を記載する。また、当該頻度で現物実査が行われているか否か及び現物実査の方法が一斉棚卸しか循環棚卸しかを、 金庫及び 金庫については、証券保管課課長及び証券保管課に、また、支店全般に関しては支店事務統括課長に、 支店に関しては 支店総務課長に質問し報告書に記載する。	「顧客有価証券実査マニュアル」を入手した。「顧客有価証券実査マニュアル」によると、自社保管の顧客有価証券に係る保管施設ごとの現物実査の頻度は以下のとおりである。 金庫：月次 金庫：半期 支店：日次 証券保管課課長×××氏及び証券保管課 氏によると、 金庫及び 金庫における顧客有価証券の現物実査の頻度及び方法は以下のとお

	実施する手続	手続結果及び発見事項
		<p>りである。</p> <p>金庫：全銘柄を対象とした月次での一斉棚卸し</p> <p>金庫：6ヶ月間ごとに全銘柄が一巡する銘柄ごとの循環棚卸し</p> <p>支店事務統括課課長×××氏によると、各支店においては、日次で支店金庫の現物有価証券の実査を行っているとのことである。支店総務課長氏によると、支店においては、原則日次で現物有価証券の実査を行っているが、繁忙時には、日次ではなく、2日から3日に1度になるケースがあるとのことである。</p>
	<p>・</p> <p>・</p>	<p>・</p> <p>・</p>

2. 顧客分別金

	実施する手続	手続結果及び発見事項
	<p>会社の平成×年×月×日(差替計算基準日)の「顧客分別金必要額計算書」を入手し、計算調べる。</p>	<p>この計算調べの結果、計算ミスは発見されなかった。</p>
	<p>会社が入手した平成×年×月×日現在の「ABC信託銀行発行の残高証明書」上の顧客分別金信託口座の残高と、平成×年×月×日(差替計算基準日)の「顧客分別金必要額計算書」上の顧客分別金必要額とを比較する。</p>	<p>この比較の結果、次の事項を発見した。</p> <p>ABC信託銀行残高証明書： ××××××円</p> <p>顧客分別金必要額計算書： ××××××円</p> <p>超過額： ××××××円</p>
	<p>平成×年×月×日(差替計算基準日)の「顧客分別金必要額計算書」に記載の「顧客からの預り金」と、平成×年×月×日の「日計表」の「顧客からの預り金」とを突合した。</p>	<p>平成×年×月×日(差替計算基準日)の「顧客分別金必要額計算書」に記載の「顧客からの預り金」と、平成×年×月×日の「日計表」の「顧客からの預り金」とを突合した。</p> <p>この突合の結果、以下の差異を発見した。</p> <p>顧客分別金必要額計算書： ××××××円</p> <p>日計表： ××××××円</p> <p>差異： ××××××円</p>
	<p>・</p> <p>・</p>	<p>・</p> <p>・</p>

以上